

東北税政連だより

No.169

税理士の権益の維持とその拡大のために税政連があります

櫻井充議員と対談

令和3年9月6日、東北税理士会館において櫻井充参議院議員（無所属）と対談し、令和4年度税制改正に関する陳情を実施した。

<出席者>

櫻井充参議院議員

青木正会長・吉田恵幸幹事長・有坂信彦副幹事長



青木 我々は災害損失控除として、雑損控除の期間を現行の3年から5年に延長してほしいと主張しています。東日本大震災の時は5年の延長が認められましたが、熊本地震の時は3年で打ち切れ、被災者は約7千人が雑損控除を受けられませんでした。仮に5年に延長されていれば7千人が救われたのです。

櫻井 雑損控除の適用が受けられなかった人を人数で出さずに比率で出した方がいいと思います。災害の規模はそれぞれ異なるため、「母数に対して何割の人が適用を受けられなかった」と主張した方が説得力はあります。

青木 財務省主税局には熊本地震の例として「7千人もの人が雑損控除の適用を受けられずに打ち切られてしまうのは理不尽ではないでしょうか」と伝えています。

有坂 自民党の部会等からは雑損控除の延長の話はあがりませんでした。

櫻井 厳しい言い方をするかもしれませんが、それは税理士会が確認をしなかった点が悪かったと思います。ボタンを押してくれる人が誰なのかを絶えず見ておく必要があるのです。自民党においては、部会や議員連盟から意見があがってこないと扱ってもらえないというルールになっています。議員連盟に直接訴えた方が効果的だと思います。

青木 自民党や公明党の議員連盟に話していますが、未だ、そこからの動きはありません。

櫻井 そうなんですか。議員でも動いてくれる人を探した方がいいと思います。私なら動きます。

吉田 櫻井先生には今後ともご尽力を賜りたいと思います。本日、お忙しいところありがとうございました。



遠藤利明議員と対談

令和3年8月31日遠藤利明事務所において遠藤衆議院議員（山形1区）と対談し、令和4年度税制改正に関する陳情を実施した。

<出席者>

遠藤利明衆議院議員・奥山敏一秘書
川合賢助後援会会長・鈴木誠後援会幹事長
佐藤登美子山形県税政連副会長



川合 本日はお忙しい中、貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。

さて、令和4年度の税制改正に関する重要建議・要望項目をご説明いたしますと第一に、適格請求書等保存方式の見直しとその導入の延期です。

遠藤 例のインボイス方式の話ですね。見直しと導入延期を求めています、何が問題なのでしょうか。

川合 はい。免税事業者はインボイスを発行できないため、あえて課税事業者になることを選択することが考えられます。しかし、消費税相当額の転嫁が困難であったり、転嫁ができて今まで納付額が0円だった免税事業者が、相当の納付を強いられ負担が増してしまいます。また、手続きの面でも納税者側、徴収側とも事務負担が増加します。

遠藤 なるほど。事務負担の増加は理解しました。しかし、本来お客様から預かった消費税は全ての事業者が国に納付すべきではないですか。

佐藤 理想はそうです。しかし日本全国に多くの免税業者が存在しており、その中の何割かは廃業してしまう可能性があります。

遠藤 理解できます。バランスを取るのが難しいですね。

川合 その他、社会政策的な配慮に基づくものを対象にした非課取引の見直しも要望しております。

遠藤 これは政治家に対しては、ちょっと厳しい要望ですね。

川合 遠藤先生のお立場も分かります。本日はありがとうございました。

舟山康江議員に陳情

令和3年9月3日、舟山康江参議院議員（国民民主党）に対し税制改正の陳情を行った。舟山議員からは「これからもっと税制について勉強したい」旨の発言があり、積極的姿勢が感じられた。短時間の中で特に災害損失控除関係、消費税の税率及び事業者免税点制度について熱い議論を交わすことができた。

<出席者>

国民民主党 参議院 舟山康江議員（山形選挙区）
山形県税理士政治連盟会長 齋藤榮一
山形県税理士政治連盟幹事長 鈴木 誠
税理士による舟山やすえ後援会会長 佐藤登美子
税理士による舟山やすえ後援会副会長 吉田敏昭
税理士による舟山やすえ後援会幹事長 大津史彦

